

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（用語の意義）」に改める。

第十一条第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 たな卸表

第十一条第十五号の次に次の一号を加える

十六 補填財源明細表

第三十八条第八号を次のように改める。

八 保険料

第三十八条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 郵便切手、郵便葉書、収入印紙及び収入証紙

第九十条第二号中「ハ 特許権」を「ハ 電話加入権」に、「ニ 施設利用権」を「リース資産」に改め、同条同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。
へ ソフトウェア仮勘定

第九十条第三号中「ロ 出資金」を「ロ 長期貸付金」に、「ハ 長期貸付金」を「ハ 貸倒引当金」に、「ニ 基金」を「ニ 出資金」に改め、へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 長期前払消費税

第一百三条に次の一号を加える。

四 管理者が認めた建物の一部貸付 管理者が特に認めた年数

第一百六条第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える

十一 権利義務の譲渡等の禁止

十二 天災その他やむを得ない理由による履行の延長

十三 契約の解除等

十四 契約の履行の届出（第二百二十四条ただし書の場合を除く。）
第一百八条に次の一項を加える。

3 契約保証金を還付するときは、利子を付さない。
第二百五十二条を次のように改める。

第五十二条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が、自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によることとする。

第六十一条に次の一項を加える。

2 前項の支出負担行為決議書には、所属年度、金額、予算科目、予算差引その他必要と認められる事項を記載し、かつ、必要と認められる参考資料を添付しなければならぬ。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 課長は、予算に定められた継続費又は法第二十六条第一項若しくは同条第二項ただし書の規定により支出予算について翌年度に繰り越し、又は事故のため翌事業年度に繰り越して使用する必要があると認めるときは、二月末日までに繰越見込調書を作成して所管の部長を経て、局長に送付しなければならない。

2 局長は、前項の繰越見込調書の送付を受けたときは、継続費にあつては継続費繰越計算調書を、その他の支出予算の繰越しについては、繰越計算調書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

第六九条中「課長」を「副課長」に改める。

第七十五条の見出しを「（現金出納検査）」に改める。

別表第一を次のように改める。

勘定科目表

損益

(1) 収益

款	項	目	節	備考
病院事業収益	医業収益	入院収益		医業活動に係る収益 入院医療に係る収益
		外来収益		外来医療に係る収益
		その他医業収益		
			室料差額収益	上級室使用に係る室料差額の収益
			公衆衛生活動収益	各種の集団健康診断・予防接種等の公衆衛生活動に係る収益
			医療相談収益	人間ドック等個別的健康診断に係る収益
			受託検査施設利用 収益	受託検査料収入、医療設備又は器械を他の医療機関に利用させた場合等の収益
			その他医業収益	消毒料、洗たく料、文書料等前記の科目に属さない収益
	医業外収益			金融及び財務活動に伴う収益、その他の主た

		<p>受取利息配当金</p> <p>他会計補助金 補助金 負担金交付金 消費税及び地方消 費税還付金 長期前受金戻入</p>	<p>預金利息</p> <p>基金利息 有価証券利息 配当金</p> <p>受贈財産評価額長 期前受金戻入 寄附金長期前受金 戻入</p>	<p>る医業活動以外の原因から生ずる収益 預貯金の利息等</p> <p>地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令 第73号。以下「則」という。）第21条第2項 又は第3項の規定により償却した長期前受金 の額のうち医業外収益として整理するもの</p>
--	--	--	---	---

	特別利益	補助金長期前受金戻入 国庫補助金長期前受金戻入 他会計補助金長期前受金戻入 他会計負担金長期前受金戻入 その他医業外収益 有価証券売却収益 不用品売却収益 その他医業外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	当年度の経常的収益から除外すべき収益 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
--	------	---	--

(2) 費用

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	給料 手当 報酬 賃金 退職給付費 賞与引当金繰入額 法定福利費 その他引当金繰入額	常勤の職員の本給 常勤の職員の扶養、期末、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当 臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員等に対する報酬 臨時の職員の報酬、賃金 退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額 賞与引当金として計上するための繰入額

材料費

薬品費

投薬用薬品、注射用薬品（血液、プラズマを含む。）、その他薬品の費用

診療材料費

1 診療用材料として直接消費されるもの。例えば、レントゲンフィルム、歯科用の材料、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、脱脂綿、縫合糸、氷等の費用

2 診療用具（患者の用に供するものを含む。）等であって、1年以内に消費するもの。例えば、注射針、注射筒、ゴム管、薬瓶、試験管、シャーレ、体温計、氷枕等の費用

3 半減期が1年未満の放射性同位元素の費用

給食材料費

1 患者給食のため消費する食品の費用

2 患者給食用具等であって、1年以内に消耗するもの。例えば、泡立器、ざる、たわし、食器、食品用洗剤等の費用

医療消耗備品費

診療用具（患者の用に供するものを含む。）、患者給食用具等であって、減価償却を必要と

経費

厚生福利費

しないもののうち1年を超えて使用できるもの。例えば、聴診器、血圧計、鉗（かん）子（し）、鉤（こう）類（るい）、食（しょく）罐（かん）、なべ、自動天びん等の費用

職員及びその家族に対する法定外福利費

1 診療、健康診断、予防接種等に要する費用

2 各種のレクリエーション、文化活動等に要する費用

3 食堂、売店等を利用した場合における事業主負担額

4 慶弔禍福に際し、一定の基準により支給される金品、記念品に供与される飲食、金品代等の費用

賃金

臨時職員の賃金

報償費

報酬金・賞賜金等

旅費交通費

業務のための出張旅費（研修に属するものを除く。）等の費用

交際費

職員被服費

消耗品費

消耗備品費

光熱水費

燃料費

食糧費

印刷製本費

修繕費

職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣等の費用

事務用、管理用等に使用するものであって、1年以内に消耗するもの。例えば、帳簿、諸用紙、ペン先、印肉、ゴム印等の事務用品、タイプ活字、電球、洗剤、掃除用品等の費用
事務用、管理用の用具等で、1年を超えて使用できるものであっても減価償却を必要としないものの費用

電気料、ガス料、水道料等

石炭、重油、ガソリン、プロパンガス、まき等の費用

固定資産等の維持のための補修、工作及び修繕材料の購入に必要な費用。ただし、固定資産の価値が増加するような改良拡張費は、当該固定資産勘定に含める。

	保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の保険料
	賃借料	土地、建物の賃借料、設備機械の使用料等
	委託料	委託した業務の対価として支払われる費用 (検査委託費、歯科技工委託費、洗たく委託費等)
	通信運搬費	電信料、電話料、郵便料、搬送料等
	負担金、補助及び 交付金	
	諸会費	各種団体等に対する会費
	公課費	
	修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰 入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
	雑費	前記の科目に属さない費用。ただし、金額の 大きいものについては、独立した勘定科目を 設けて整理すること。

		その他引当金繰入額	
	減価償却費	建物減価償却費	建物（建物附属設備を含む。）に対する減価償却費
		構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
		器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費
		車両減価償却費	車両に対する減価償却費
		放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素に対する減価償却費
		リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費
		その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産に対する減価償却費
		無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費
	資産減耗費		

			たな卸資産減耗費	貯蔵品の破損、変質等による減耗損
			固定資産除却費	資産価値のある固定資産の廃棄処分による損失及び撤去費
		研究研修費		
			研究材料費	研究材料（動物、飼料等を含む。）の費用
			謝金	研究、研修のために招へいした講師に対する謝礼金等の費用
			図書費	研究、研修用図書（定期刊行物を含む。）の購入代
			旅費	学会、講習会出席等の旅費又はこれらに対する補助額
			研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等で、前記の科目に属さない費用
	医業外費用			
		支払利息及び企業債取扱諸費		企業債、他会計借入金等に対する利息並びに企業債の手数料及び取扱費
			企業債利息	
			長期借入金利息	
			一時借入金利息	

	特別損失	長期前払消費税勘 定償却 雑損失 固定資産売却損 減損損失 災害による損失	その他利息 企業債手数料及び 取扱費 長期前払消費税額 償却 不用品売却原価 その他雑損失	<p>前記の科目に属さない費用。ただし、金額の大きいものについては、独立した勘定科目を設けて整理すること。</p> <p>当年度の経常的費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 災害による巨額の臨時損失</p>
--	------	--	---	---

		過年度損益修正損 手当等 その他特別損失		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
--	--	----------------------------	--	-------------------------

資産

(1) 固定資産

款	項	目	節	備考
有形固定資産				1単位（1個、1セット、1台など）の取得価額が10万円以上であって、耐用年数が1年以上のもの。（固定資産の取得価額には、手数料、周せん料、搬入費、据付費等、これを取得するために要した費用を含む。）
	土地			
	建物			建物附属設備を含む。
	建物減価償却累計額			
	構築物			煙突、貯水池、門、圍障等建物以外の工作物であって土地に固定されたもの。
	構築物減価償却			

累計額

器械備品

器械備品減価償

却累計額

車両

車両減価償却累

計額

放射性同位元素

放射性同位元素

減価償却累計額

リース資産

リース資産減価

償却累計額

建設仮勘定

その他有形固定

資産

その他の有形固

機械器具、じゅう器等

自動車、船舶など

診療用の放射性同位元素

有形固定資産（建設仮勘定を除く）に係るフ
ァイナンス・リース取引におけるリース資産

有形固定資産の建設又は改良のため支出した
工事費（前払金を含む。）

上記以外の有形固定資産

<p>無形固定資産</p>	<p>定資産減価償却 累計額</p> <p>借地権</p> <p>地上権</p> <p>電話加入権</p> <p>リース資産</p> <p>ソフトウェア</p> <p>ソフトウェア仮 勘定</p> <p>その他無形固定 資産</p>			<p>電話債権は、その他投資に含める。</p> <p>無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産</p>
<p>投資その他の資産</p>	<p>投資有価証券</p> <p>長期貸付金</p> <p>貸倒引当金</p> <p>出資金</p>			

	基金 長期前払消費税 破産更生債権等 貸倒引当金 その他投資			約定どおりの納付がない未収金、住居不明等の患者に対する未収金、その他これらに準ずる債権であって、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの 破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
--	--	--	--	--

(2) 流動資産

款	項	目	節	備考
現金預金	現金 預金			
未収金	医業未収金 医業外未収金	未収消費税及び地 方消費税還付金		医業収益に対する未収額 医業外収益に対する未収額

		その他医業外未収金	
	その他未収金		上記以外の未収額
	貸倒引当金		未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
有価証券			国債、地方債、株式、社債等随時現金化できる有価証券で、一時的に所有するもの。ただし、1年を超えて所有するものは含めない。
貯蔵品	薬品		薬品のたな卸高
	診療材料		診療材料のたな卸高
	給食材料		給食材料のたな卸高
	医療消耗備品		医療消耗備品のたな卸高
	消耗備品		消耗備品のたな卸高
	燃料		重油、石炭、炭等燃料のたな卸高
	その他貯蔵品		上記以外のたな卸資産
短期貸付金	一般貸付金		
	他会計貸付金		

前払費用	職員貸付金			
	前払保険料			
前払金	その他前払費用			たな卸資産等の購入手付金及び修繕工事の予納金として前渡した金額その他これに類するもの
	前払消費税及び地方消費税			
	その他前払金			
未収収益				一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの
貸倒引当金				未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税			

	その他流動資産			
--	---------	--	--	--

(3) 繰延資産

款	項	目	節	備考
災害による損失				

負債

(1) 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債			建設改良費（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）

	その他の企業債			建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
リース債務				ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金			将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）

その他固定負債	その他引当金			
---------	--------	--	--	--

(2) 流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金				
企業債	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の 財源に充てるために発行する企業債
	その他の企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以 外の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金	建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金			1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の 財源に充てるために発行する借入金
	その他の長期借 入金			1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以 外の財源に充てるために発行する借入金
リース債務				1年以内に支払期限の到来するファイナンス・

未払金	医業未払金 医業外未払金 その他未払金	未払消費税及び地 方消費税 その他医業外未払 金	リース取引におけるリース債務 通常の取引に基づいて発生した医業費用の未 払額 償却資産等に対する未払額（たな卸資産の未 払金を含む。）
未払費用			未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役 務の提供を受ける場合、すでに提供を受けた 役務の対価の未払額
前受金	医業前受金 医業外前受金 その他前受金		
前受収益			前受利息、前受賃貸借料等の一定の契約に従

引当金	賞与引当金			い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額
	修繕引当金			翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	特別修繕引当金			病院等の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	その他引当金			数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの
その他流動負債	預り金			
	仮受消費税及び			
	地方消費税			
	受託金	工事受託金		

	その他流動負債	委託受託金		
--	---------	-------	--	--

(3) 繰延収益

款	項	目	節	備考
受贈財産評価 額長期前受金				
受贈財産評価 額長期前受金				
収益化累計額				
寄附金長期前 受金				
寄附金長期前 受金収益化累 計額				
補助金長期前 受金				
補助金長期前 受金収益化累				

計額				
国庫補助金長期前受金				
国庫補助金長期前受金収益化累計額				
他会計補助金長期前受金				
他会計補助金長期前受金収益化累計額				
他会計負担金長期前受金				
他会計負担金長期前受金収益化累計額				

資本

(1) 資本金

款	項	目	節	備考
資本金				

(2) 剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 補助金 国庫補助金 その他資本剰余金	他会計補助金 他会計負担金 その他資本剰余金		
利益剰余金	減債積立金			

	利益積立金 その他積立金 当年度未処分利 益剰余金（又は 当年度未処理欠 損金）	繰越利益剰余金 年度末残高（又は 繰越欠損金年度 末残高） 当年度純利益（又 は当年度純損失）		
--	---	--	--	--

整理勘定

款	項	目	節	備考
---	---	---	---	----

本庁勘定				
病院勘定				

別記の欄中

1 9	現金出納簿	11、41	
--------	-------	-------	--

の下に、

1 9 の 2	補填財源明細表	11	
------------------	---------	----	--

を加える。

様式第十九号を様式第十九号(1)とし、様式第十九号(1)の次に次の様式を加える。

様式19号(2)

補填財源明細表

(年度推移)

			〇〇年度	〇〇年度
3 条	収益的収入(a)			
	収益的支出(b)			
	損益勘定留保資金			
	損益(a-b)			
補 て ん 可 能 額	損益勘定 留保資金	当年度		
		過年度		
		貯蔵品入超		
	消費税資本的 収支調整額	当年度		
		過年度		
	繰越工事資金			
	その他			
	利益剰余金	減債積立金		
		建設改良積立金		
		当年度純損益		
		繰越利益剰余金		
合計				
4 条	資本的収入(c)			
	資本的支出(d)			
	収支差引(c-d)			
補 て ん 使	損益勘定 留保資金	当年度		
		過年度		
	消費税資本的 収支調整額	当年度		
		過年度		
	繰越工事資金			
	その他			
	利益剰余金	減債積立金		
		建設改良積立金		

用		当年度純損益		
		繰越利益剰余金		
額	合 計			
不 足 額				
未 使 用 補 て ん 財 源	損益勘定	当年度		
	留保資金	過年度		
	消費税資本的	当年度		
	収支調整額	過年度		
	繰越工事資金			
	そ の 他			
	利益剰余金	減債積立金		
		建設改良積立金		
		当年度純損益		
		繰越利益剰余金		
合 計 (e)				

使 途 特 定	退職給付引当金		
	修繕引当金		
	貯 蔵 品		
	小 計 (f)		

流 動 資 産		
流 動 負 債		
差 引 (g)		

貯 蔵 品	庫 出 額		
	庫 入 額 (A-B)		
	当年度累計額 A		
	前年度末残額 B		

現 金 不	減価償却費		
	資産減耗費		
	繰延勘定償却		

支	その他		
出	合計		

平成 年度 補填財源明細表

(病院別)

		病院事業 計	循環器・呼 吸器病 センター	がん センター	小児医 療センタ ー	精神医 療センタ ー
3 条	収益的収入 (a) 税抜					
	収益的支出 (b) 税抜					
	(損益勘定留保資金)					
	損 益 (a-b) 税抜					
	損益勘定 留保資金	当年度				
		過年度				
		貯蔵品出庫超				
	消費税資本的 収支調整額	当年度				
		過年度				
	繰越工事資金					
	そ の 他					
	利益剰余金	減債積立金				
		建設改良積立 金				
		当年度純損益				
繰越利益剰余 金						
合 計						
4 条	資本的収入 (c) 税込					
	資本的支出 (d) 税込					
	収支差引 (c-d)					
補 て ん 使 用 額	損益勘定	当年度				
	留保資金	過年度				
	消費税資本的	当年度				

	収支調整額	過年度					
	繰越工事資金						
	そ の 他						
	利益剰余金	減債積立金					
		建設改良積立 金					
		当年度純損益					
		繰越利益剰余 金					
	合 計						
	不 足 額						
未 使 用 補 て ん 財 源	損益勘定	当年度					
	留保資金	過年度					
	消費税資本的	当年度					
	収支調整額	過年度					
	繰越工事資金						
	そ の 他						
	利益剰余金	減債積立金					
		建設改良積立 金					
		当年度純損益					
		繰越利益剰余 金					
合 計 (e)							

使 途 特 定	退職給付引当金					
	修繕引当金					
	貯 蔵 品					
	合 計 (f)					

流 動 資 産					
流 動 負 債					

差 引 (g)					
---------	--	--	--	--	--

貯 蔵 品	庫出額				
	庫入額 A				
	当年度累計額 B=A+C				
	前年度末残額 C				

現 金 不 支 出	減価償却費				
	資産減耗費(実費除く)				
	繰延勘定償却				
	固定資産売却損				
	合 計				

附 則

(施行期日)

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。